# 豆州内浦諸村の生産概況

――村明細帳を中心に――

Ш

П

徹

(-)

とした林業、薪炭業、石材業など、海とかかわる暮しがあった。 わが国は四辺を海にかこまれ、海に接する村々には海を生業の場とする漁業や廻船業、さらに海を主たる輸送手段

活を建てている百姓の住む村々を村全体の生業、生活の総体としてとらえ、漁業や漁民のあり様をその中に位置付け ることが必要であると感じた。こうした関心にそって、一九九一年には「土肥村の概況と諸職・職人」(『歴史と民俗』 半農半漁の村と言われる村々の実態はこれまで必ずしも明らかになっていないし、海に接し、海とかかわりながら生 常民文化研究所の漁業史研究の出発点ともなった豆州内浦(現沼津市)の村々の調査をおこなっている。その過程で、 に、安房、東京内湾、更に西伊豆の土肥町とすすめてきた。近年は沼津市史の漁村部会を引受けたこともあり、日本 このように半農半漁と呼ばれる村の調査を一九八三年以来、上総国九十九里浜の地曵網漁業・漁村の調査を皮切 従来、こうした村々は漁業に注目することによって漁村と呼ばれ、その多くは半農半漁の村と言われてきた。

平凡社)、「豆州内浦一四ヶ村と江梨村の生産概況―明治前期を中心にして―」(『沼津市史研究』1・一九九二・沼津市

教育委員会)等の成果を発表してきた。

その分折を通して言えることは一見、 同じ様な自然環境にあるように思われる海付の村々のあり様にはかなり大き

な差が認められるということである。

心であった。これに対し、第七区の江浦、多比、 ては砂浜が多く、遠浅で、後背地に平坦な耕地が多く、漁業も当然のことながら立切網漁はなく、地曵網や釣漁が中 る木負、 志下、獅子浜、 が海に落ち込み曳網漁にも不適当な漁場条件をもつ村である。 に深い入江もなく、六区の村に比べれば必ずしも立切網漁に適した条件をもたず、後背に山がせまり、 入江を持ち、立切網漁を中心とした漁業が展開していた。第五区の木負から江梨にかけての八ヶ村は、 例えば狩野川河口から大瀬崎を見通した内浦湾には、明治期以降の漁業組合の区分では、 久連、平沢、立保、古宇、足保、久料、江梨の八ヶ村がある。これらの村々を見ると獅子浜から志下にかけ 江浦、 多比、 口野の六ヶ村、第六区に属する重寺、小海、三津、長浜、重須の五ヶ村、 口野と第六区の重寺から重須にかけての内浦五ヶ村はそれぞれ深い したがって、第五区の村々の立切網漁は、 第七区に属する我入道、 第五区に属 そのまま巨岩 第六区のよう 江梨村を除

いてはごく小規模なものであった。

全く違った漁業が営まれ、 このように、漁業は海岸線や地先海面の状況、 生業も生活も異なる様相をしばしば見せてくれる。 更に廻遊してくる魚種により多様であり、 隣接する村であっても、

田単作地帯であれ、 境を接しながら全く異なった様相を示し、 このように変化に富んだ環境をもつ海付のこれまで一般に漁村といわれていた村は、 畑作農村であれ、 純農村地帯では見ることの出来ないものであると言えよう。 そこに住む人々の生業も生活も全く異なった姿を示すのである。これは水 漁業のあり様一つとっても村

漁法もある。 陸地に廻遊してきた魚類を、 から見ると、魚礁をほとんど動かない魚の場合は網がかりのする網漁法は不向きであり、 るもの、 もって生み出した漁具と漁法をもって漁獲するものである。 そもそも漁業は海底環境に応じ生息し、 また廻遊魚の場合も、 海底の砂地に生息するもの、黒潮に乗って廻遊するものなど多様である。こうした魚類を漁する漁具や漁法 沖に船を出して、魚群を追い、 自然環境を利用して地先の海面で漁る地曳網や立切網、 また海流に沿って廻遊する魚類を、 沖合で網を入れ魚を漁る漁具・漁法もあれば産卵のために 魚類の中には漁民達が「根」と呼んでいる魚礁に生息す 伝承されてきた漁民の知恵と工夫を 刺し網、 釣漁、 俗に定置網と呼ばれ はえ縄漁が中心とな

等について、各地の事例にそくした調査報告をまとめている。 施網類、 ·静岡県水産誌」では県下の網具の種類を第一建網類、 第七刺網類、 第八抄網類、 第九掩網類、 第十雑漁具の十種に分類し、 第二建切網類、 例えば第三曳網類を見ると、 第三曳網類、 県下の網魚具の構造、 第四繰網類、 第五敷網類、 使用法、 対象魚

## 第三 曳網類

重須ノ鰛網	間門ノ鰛地曳網	蒲原ノ小地曳網	城ノ腰ノ鰛網	藤守ノ鰹地曳網	子浦ノ鮪鰹網	戸田ノ鰹網
江奈ノ鰛地曳網	我入道ノ魪網	元吉原村ノ鰛網	城ノ腰ノ魪網	白須賀町ノ鰛地曳網	元吉原村ノ大地曳網	井田ノ鰹網
濱ノ鰛地曳網	我入道ノ大鰛網	沼津町ノ鰛大網	三保村ノ大地曳網	福田ノいち網	間門ノ大地曳網	土肥ノ鰹網
伊東ノ地曳網	我入道ノ小鰛網	沼津町ノ地摩網	蒲原ノ大地曳網	藤守ノいち網	志下ノ鰹網	土肥ノ金鎗魚網

吉 中 我  $\equiv$ 我 新 元吉原村ノ鰍地 元吉原村 保 入道 入 宿 所 永 村 道 1 1 ノ 1 ノ鰍時曳網 手 1 鰍 河 鰕 猫 縔 鯛 曳 曳 曳網 網 網 網 網 網 網 元吉原 我 蒲 志 間 氣 小 清 金 入 原 門 賀 下 水 1 道 Į 1 1 高 村 鰍 1 1 綱 鰍 手 夜 夜 柔 兒 時 地 曳 曳 曳 繰 魚 曳 小 曳 網 網 網 網 網 網 網 網 江 間 三 氣 城 網 重 志 寺 下 保 門 賀 1 奈 代 腰 1 1 1 1 1 1 小 鱅 手 鰍 高 た 手 地 地 鯛 繰 曳 *ኤ* 綱 繰 曳 曳 網 網 網 網 網 網 網 網 元吉原: 1\_ Ξ 新 重 撒 田 H 科 # 保 寺 所 子 村 餌 1 1 村 ご 小 1 ノ手 地 鰺 ろ 鰍 地 曳 鯛 曳 曳 曳 曳 曳 繰 網 網 網 網 網 網 網 網

あった。 と六○種の曳網が詳述されている。 この様に漁具や漁法は海底環境や廻遊魚の漁獲場所、 対象魚の種類により多様で

船漁が出来ない村も出てくることになる。 更に、 地先海面、 海底の状態や、 海辺の環境により、 繋留可能な船の大きさも制限されるし、 場合によっては全く

したがって、漁村、 半農半漁の村と言っても、その内容は様々であり、 その実態を知ることがまず必要になってく

る。

社会環境も異なる三つの地域にそれぞれ異った漁業が展開し、それぞれの地域における漁村の構造も、 われた外房から東京外湾に連なる安房の村々、そして富津岬から東京湾の最深部に至る東京内湾の村々と自然環境も 漁業人口の概況を抽出し、 私はかつて明治三十八年の「千葉県統計書」(『明治年間府県統計資料集成』)から、山武郡、安房郡、千葉郡の漁獲高と 延長五十七キロにもおよぶ砂丘地帯をもつ九十九里浜、 砂浜のほとんどない、 生活のあり様 岩礁におお

もかなりの差があることを明らかにしたことがある。(~)

枚貝の採取漁が中心であったことを物語っている。 高級魚が、千葉郡ではハマグリとアサリといった貝類の漁獲高がそれぞれの地域の総漁獲高の八○%~九○%を占め ていた。そのことは九十九里の漁業は地曳網漁業が中心であり、 漁獲高を見ると、九十九里では鰯が、安房郡では鰯以外の九十九里では雑物と呼ばれる鯛、 多くは小漁船による釣漁が支配的であったこと、更に富津から東京内湾にかけてはハマグリ、アサリと言った二 安房の場合は岩礁地帯であり曳網も船曳が中心であ 平貝 すずきといった

る。 半分と低いのは、 合は鰯地曳網漁の網元単位ではかなり高い漁獲高が予想されるのであり、 であった。このことは千葉郡のハマグリ、アサリを中心とした漁業は零細規模のものが多いことを示し、 低いのが千葉郡であったことがわかる。例えば一戸当りの漁獲高で見ると安房郡の二三四円三六銭に比べ、千葉郡は 二三円二六銭と約十分一であった。 と、安房郡が漁業の占める比率も、 また、この三つの地域の漁家戸数、 この地域で縄船と呼ばれる小漁船をあやつる漁業が安房に比べかなり零細であったことを推測させ 九十九里が全ての海岸線を占める山武郡の場合は、安房郡のほぼ半数、 個々の漁民の生産額も最も高く、海とのかかわりが最も大きい地域であり、最も 同漁家戸数の総戸数に占める比率、総漁獲高と一戸当りの漁獲高を比べて見る 山武郡の一戸平均漁獲高が安房郡に比べて 山武郡 一九二円 の場

た。 て経営されており、 更に言えば、 九十九里 浜方の村は勿論、 (山武郡)、 の漁獲高の八八%を占める鰯地曳網漁業は、一村に一名乃至数名いる網 内陸部の岡方の村民達も岡働(地曳網の曳子)として地曳網漁業に組織され 元によっ

このように房総半島には地域の自然環境に応じ異なった漁業が展開し、 漁業経営のあり様に応じた異なった漁村の

構造が存在しているのである。

農村に比べ、自然環境の違いが大きく、ごく限られた地域を見ても、その中には全く性格の異なった村や漁業が展開 点を確定するためにも、 されるのである。 しているのである。 それはそれなりの意味を持っている。しかし、 りあげたのが ここに言う地域差は房総半島全体を眺観することによって浮びあがった地域というか地帯の区分、 『沼津市史研究』1(一九九二・沼津市教育委員会)に収めた「豆州内浦一四ヶ村と江梨村の生産概況」 かかる問題を感じながら、 例えば安房の村々においても自然環境や漁業のあり様によって全く違った様相を示すことが予想 内浦から伊豆西海岸の漁村の概況を把握する必要があった。 豆州内浦の漁村調査を始めることになり、当然のことながら、分析の 個々の漁村のあり様を考える場合には先にふれた様に、 その一つの作業仮説として、 類型化であり、 漁村の場合は لح 視 で

ところで、 地域や村の特性や概況を知るための史料や方法は多様である。 先に見た房総半島の特徴を概観するため あった。

には統計書を素材とした。

年半ばにかけての調査を一書にまとめた『静岡県水産誌』更に『旧高旧領取調帳』を利用して各村の村高、(ヨ) 型的に把握せんとしたのである。 額」と題した、君沢田方郡長岡田直臣から古宇村組長田村純平殿に宛てた差し出し書面の写と、 家戸数を出し、 「豆州内浦一四ヶ村と江梨村の生産概況」では江梨区有文書のなかにあった「組第五百三拾号明治一七年度漁業税課 明治一七年の漁業税額との対比を通して、 この地域の漁業とのかかわりの中に現れる各村の性格を類 明治二四年から二五 戸数、 漁

合せが考えられる。 地域の類型的把握や特性を知る史料や方法は多様であり、 県統計を使用した場合は史料の性格から村段階には入れない。 史料の選択も何を切口 しかし、全県的、 にするかによって様々な史料の組 全国的に地帯区

でもない。 とんど不可能に近い。このように、史料の現存状況、 概況を知り得る。 が明治二四~二五年半ばにかけて行なわれ、その成果が静岡県漁業組合から刊行されているために村単位での漁村 分を行う場合には適当な素材と言えるのであろう。 しかし、 この種の史料を使って全国各地の漁業、 静岡県の場合は 史料の性格によって当然問題も切口も限定されることは言うま 漁村の類型的把握、 『静岡県水産誌』という他に例を見ない 比較研究をおこなうことはほ 漁村調 0 查

り、 に、 是」と呼ばれる、村の概況、 さて、近世から明治初年の村々を調査していると、旧名主文書の中に一般に村明細帳と呼ばれ、 村の比較をするためには役に立つ史料であると思われる。 この種の史料や 「農間渡世書上」や「物産取調書上」などの史料にまず目を通す。 村況を書き記した史料が残されている。 私達は調査に当って、 これらの史料も村の概況を知 その村の概況を知るため 明治期に入ると「村

内浦 四ヶ村の調査をすすめる過程でも、江梨村、久料村、 平沢村、重須村、 長浜村、三津村、 小海村、 重寺村

村明細帳を収集することができた。

を明らかにすることにしたい。 県水産誌』 本稿は、 これらの村明細帳を使って、そこに現れる内浦一四ヶ村の村々の概況を検討し、 等によって明らかになっ た漁村の諸類型との比較を試みることにより、 村明細帳に表現される村況の性格 更に前稿におい 7 「静岡

(-

の第四区の内君沢郡に属する小下田村、八木沢村、土肥村、小土肥村、戸田村、 明治一七年漁業税額」 には君沢郡に属する一九ヶ村の漁業税額が村ごとに記されている。その村は静岡県漁業組合 井田村の六ヶ村、第五区(西浦の村)

			20	1 30	7D # \1	07 mm 1 1 07 1991			
			村高	全戸数	漁家戸 数	全戸数に対 する漁家戸 数の比率	1 戸平均石 高	明治17年 漁業税額	1 村平均 漁業税額
第	西豆村	小下田村	名 668	戸 238	ந் 27	11.3	石斗升合 2.8.0.6	円 銭 4.59	円 銭
四区	1-1-14-13	八木沢村	532	228	48	21.0	2.3.3.3	3.52	
の	I morth-b	土 肥 村	726	379	98	25.8	1.9.1.5	33.04	
内君沢郡	土肥村	小土肥村	320	142	29	20.4	2.2.5.3	2.88	
汉		戸田村	823	600	75	12.5	1.3.7.1	124.82	
の	戸田村	井田村	112	45	45	100.0	2.4.8.8	7.00	
村	小計	6 (村)	3,181	1,632	322	19.7	1.9.4.9	175.85	29.30
		江 梨 村	33	64	61	95.3	0.5.1.5	57.22	
第		久料村	13	14	14	100.0	0.9.2.8	18.95	
第五		足保村	14	17	17	100.0	0.8.2.3	21.20	
区		古宇村	107	48	48	100.0	2.2.2.9	39.52	
西	西浦村	立保村	47	18	18	100.0	2.6.1.1	12.63	
浦		平沢村	58	25	23	92.0	2.3.2.0	6.44	
の材		久 連 村	119	63	54	85.7	1.8.8.8	0.00	
13	村	木負村	181	64	42	65.6	2.8.2.8	25.16	
	小 計	8 (村)	572	313	277	88.5	1.8.2.7	181.12	25.87
第		重須村	151	58	36	62.1	2.6.0.3	29.21	
一	第六区(内浦村	長浜村	47	43	38	88.3	1.0.9.3	48.81	
N N		三津村	165	147	22	14.9	1.1.2.2	21.20	
油		小海村	22	33	28	84.8	0.6.6.6	25.96	
の		重寺村	28	73	68	93.1	0.3.8.3	62.08	
村	小計	5(村)	413	354	192	54.2	1.1.6.6	187.26	37.45
総	計	19(村)	4,166	2,299	791	34.4	1.8.1.2	544.23	30.23

第1表 君沢郡の漁村の概要

出典:村高は「旧高旧領取調帳」,全戸数・漁家戸数は「静岡県水産誌」,漁業税額は「明治 17 年 度漁業税課額」(江梨区有文書)

沢村、 三津村、 を示し 五ヶ村、 足保村、古字村、立保村、 に属する重須村、長浜村、 に属する江梨村、久料村、 これらの村々の漁村の概要 関を求め、そこからこの 対する漁家戸数の比 七年の漁業税額と村高 ○円から六○円と漁業税 域 のが第2表である。 0 更に第1表から明治 更に漁業税額と全戸 類型の村は漁業税 漁村の諸類型を抽 久連村、 たの 第六区 計一九ヶ村である。 が 第 木負村 (内浦の村) 1 重寺村の 表 率 で 0 0 が 出 相 相

第2表 漁村の諸類型

			- N	277 L 400	が代す」ひり背				
類	型	村 名	K	a 村高	b 全戸数	c 漁家戸 数	$\frac{c}{b} \times 100$	1 戸平均石 高	漁業税額
A 類型	A	重寺村	6区	五 28	万 73	戸 68	93.1	石斗升合 0.3.8.3	円 銭 62.08
		長浜村	6 X	47	43	38	88.3	1.0.9.3	48.81
	2004-082005	江梨村	5区	33	64	61	95.3	0.5.1.5	57.22
B 類型	В	足保村	5区	14	17	17	100.0	0.8.2.3	21.20
		久料村	5 🗵	13	14	14	100.0	0.9.2.8	18.95
	B	立保村	5区	47	18	18	100.0	2.6.1.1	12.63
		平沢村	5区	58	25	23	92.0	2.3.2.0	6.44
	В‴	小海村	6区	22	33	28	84.8	0.6.6.6	25.96
C類型	С	木負村	5 🗵	181	64	42	65.6	2.8.2.8	25.16
		重須村	6区	151	58	36	62.1	2.6.0.3	29.21
	C´	三津村	6 X	165	147	22	14.9	1.1.2.2	21.20
D 類型	D	小下田村	4 🗵	668	238	27	11.3	2.8.0.6	4.59
		八木沢村	4区	532	228	48	21.0	2.3.3.3	3.52
	D´	小土肥村	4 🗵	320	142	29	20.4	2.2.5.3	2.88
		土肥村	4 🗵	726	379	98	25.8	1.9.1.5	33.04
E類型	E	戸田村	4 🗵	823	600	75	12.5	1.3.7.1	124.82

村でも五○石以下である。

村の場合は二〇石未満であり、立保村、平沢村、

家が漁業を営んでいる、

しかし村高は足保村、

久料

る。

B

類型の村は漁業税額は少ないが村のほとんどの

三ヶ村は第五区、

第六区の立切網漁の中心的村であ

U

数の全戸数に対する比率も九○%前後と比較的に高

にもかかわらず村高は五○石以下と低い。

がこの地域の他の村の二倍から三倍と高く、

出典:第1表と同じ

11176 - 37 1 22 C

で類型の村は漁業税額、したがって漁獲高はB類型の村よりやや多いが、漁家戸数の総家数に対する型の村よりやや多いが、漁家戸数の総家数に対する中では農業に依存する率が最も低い村であら、逆に村高が一五○石~一八○石とこの地域の村の中では農業に依存する率が最も低い村であきと中では農業に依存する率が比較的に高い村であると中では農業に依存する率が比較的に高い村であると言える。

D類型の村は村高も多く、 漁家戸数の総家数に対

			Prov. 2		業務の歩合	漁業者1ヶ年1人ノ収入			
類	型	村名	区	漁業	商業(*)/林業	農業	平 均	最多漁者	
			Canada de Canada	-	20,000		낸	[1]	
Α	Α	重寺村	6区	9分	*1分	-	30	50	
		長浜村	6 <b>×</b>	7分	<b>*</b> 5厘	2分5厘	40	50	
		江梨村	5 <b>X</b>	5分	3分	2分	50	150	
В	В	足保村	5区	3分	3分	4分	15	20	
		久料村	5 🗵	35}	3分5厘	3分5厘	17	25	
	B´	立保村	5区	3分5厘	79-20-3	65}	12	18	
		平沢村	5区	35}	_	7分	5	7	
	В‴	小海村	6 X	5分	*2分	35}	35	45	
С	С	木負村	5 ×	35}	1分	6分	5	15	
· · · · · · ·	0 <b>=</b> 3	重須村	6 ×	3分		7分	15	30	
	$C^{-}$	三津村	6区	1分	<b>*</b> 5分	45}	35	45	

明:4.95 年前後の巻終の歩合

出典:「静岡県水産誌」

スルモ 第3表は前節で検討した君沢郡に属する漁村の類型を、『静岡県水産 の調査結果にスイッチ・バックし、「本区ノ戸数人口ガニ業務ニ関 ノハ左『表記シテ之ヲ示ス」として、各区ごとに表記した結果

高と最多漁者の収入高を移記したものである。

のうち、「業務ノ歩合」と「漁業者一ヶ年一人ノ収入」に示された平均

九分、七分、五分とB類型の比率より圧倒的に高く、農業は全て二分五 年一人ノ収入」を見ても確認される。 のうち立切網漁の中心的村であることが この表から明らかなように、 A類型の村は五区六区の 即ち、この三ヶ村の漁業の比率は 「業務ノ歩合」、「漁業者の 内浦 PЦ ケ村

E類型の村は漁業の占める比率が最も低い村であると言える。 比べても二倍と多い戸田村でも、 する比率も二〇%前後と低く、またE類型の漁業税額がA類型の わずか一二・五%に過ぎない。 村に J D の

D・E類型の村は全て第四区の村であった。

本稿で分折の村象とする豆州内浦 四ヶ村の村は全てA・ В

C

類

型に属する村であり、

総じて、

A類型とB類型の二つのタイプに分け

ることが出来るように思われる。

 $(\Xi)$ 

厘以下であった。この村は漁業を中心とした、 その意味では純漁村であると言える。 漁者の平均収入もB類型・C類

型に比べても多い

型に属しながら江梨村が六区の重寺村、長浜村とはかなり性格の違った村であり、 最も多く、最多収入漁者も一五〇円と重寺村、 大きな入江もなく、 ることを示している A類型の中で注目されるのは立切網漁に最適な自然環境をもつ、深い入江の中に位置する長浜村、 明治期に入り張置網をかけることにより立切網漁の効率をはかった江梨村が漁者の平均収入でも 長浜村の最多収入者の三倍の収入を得ていることである。 漁業のあり様も二村とは異なって 重寺村より、 それ は A 類

長浜村の属する第六区は『静岡県水産誌』 には次の様に記されている。

寺 漁場多シト雖モ未タ嘗テ此区ニ優リタル漁場アルヲ認メズ漁家ハ岸邊ノ山脚ニ搆へ重須、 恰モ湖水ノ状ヲ呈シ魚族ノ来集最モ適セリ故ヲ以テ魚群ノ此ニ来ルアレハ岸線ニ嘴ヲ衝テ游泳シ泰然トシテ亦去 至ル嚢状ヲナシ湾口ニハ淡島アリテ其三分ノ一ヲ塞ク湾邊ハ山脉重圍シ樹木鬱蒼トシテ海水ニ蘸 ル 本区ハ内浦湾ノ東南隅ニ位シ三津湾ト稱シテ碇繋ノ所タリ海岸線ハ西方第五区ト相接スル長居崎ヨリ北方重寺ニ ノ左右背後 ナシ而シテ各所 ノ五小区トナル而シテ各小区共接岸岩礁ノ存セサル處数ヶ所アリテ此ニ漁業ス其漁場ヲ名ケテ網戸ト云フ網 ノ山嶺若クハ丘頂ニハ櫓ヲ建設シテ魚見小屋ヲ造リ魚見人ハ此ニ魚族来泳ヲ窺 ノ岸邊ニハ池巣状ノモノアリテ魚群ハ自ラ之ニ進入シ労セスシテ多獲ヲナスコトアリ県下広 長浜、 三津、 V 水清爽 小海、 重 ク

ていた。 た立切網漁をおこなっていたのである。 つまり、重寺村、長浜村は嚢状をなす三津湾に面し、この漁場は魚影も豊富であり、 この漁場には重須村、 長浜村、 この五村の内には重寺村九分 (九○%)、長浜村七分 (七○%) と漁業を主たる 三津村、 小海村、 重寺村の五ヶ村があり、 この湾に入って来た魚を対象にし 立切網に最も適した環境をもっ

も江梨村の最多漁者の収入の三分の一になった理由と考えられる。

様に九〇%~七〇%という高い漁業依存度を示しながら一漁業者単位の漁獲高は江梨村より低く、 村、三津村がある。 生業とした村と、五分(五〇%)を漁業に依存している小海村と、漁業に対する依存度が必しも高いとは言えない重須 いずれにしても六区の村々は共通の地先海面で漁をするのであり、 そのことが重寺村や長浜村 最高の漁者の収入

村に近い村であるように見える。 村より村経済の漁業に対する依存度が低い、その意味では性格の異なった村だと言うことができよう。 獲高を多くしているものと考えられる。つまり、江梨村は重寺村、 は五〇%と低く、 江梨村の場合は地先にある二つの網戸場を四人の津元で利用し、 このように見てくると、第2表ではB類型に一応入れてある、小海村は第3表で見る限り、 なによりも、 地先海面を自村の津元が占有しているという条件が重寺村、 小海村は重寺村、 長浜村と共通の漁場を占有し、 長浜村と同じA類型に属しながら、 立切網漁をおこなっているが、 漁業の占める比率は両村より低い 長浜村より漁者単位 A類型の 漁業に依存する率 重寺村、 重寺村、 長浜 の漁

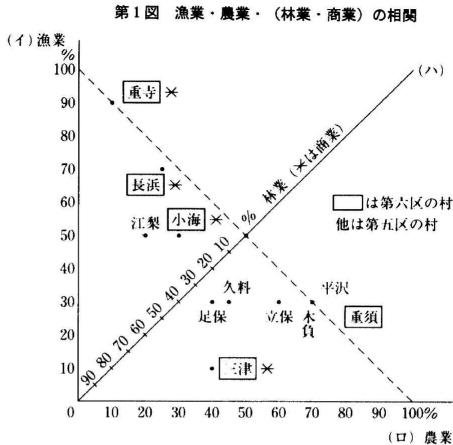
三津湾という好漁場に面しているが故に漁業者の収入は第六区の村とほぼ同額である。 えられる。三津村はこの地域の漁業にかかわる加工、 は漁村ではなく、 第六区の漁村の中で最も例外的なのは三津村である。第3表で見ると三津村は漁業依存度はわずか一○%、 商業が五○%を占ている点に示されているように、 流通の中心地であったと言えよう。 商業あるいは水産加工を主とした村であると考 村という面から見ると三津村 しかし、

が、

漁業者の平均、

最高収入高はほぼ両村と同じである。

業税額との対比を通して、この地域の漁業とのかかわりの中に現れた漁村の類型は『静岡県水産誌』の「業務: 漁業者一ヶ年一人ノ収入」を加味した結果、 このように『静岡県水産誌』、 『旧高旧領取調帳』を利用し、 必ずしも性格がはっきりしなかった小海村はB類型よりA類型の重寺 各村の村高、 戸数、 漁家戸数を出し、 明治 一七年の漁 ノ歩合」、



物の

加工、

流通の中心に位置する町場的性格をもっ

で

あることが明らかになっ

た。

すでに明らかなように、

海付の村の場合、

同じような

(四)

村

長浜村と同一

類型に近く、

三津

村はこの地域

の

気候、風土、自然環境のなかにありながら、生業や生活に気候、風土、自然環境のなかにありながら、生業や生活に気候、風土、自然環境のなかにありながら、生業や生活に

浦村に編成された村である。 まとめて見たものである。 この図から見ると第六区、 ]でかこった村は第六区、明治町村合併後は内浦村に併合された村、 1 第五区の村は漁業から見ると、 村名に\*印の付けてあるものは林業ではなく商業と史料上に表現されている村である。 軸 口 軸 軸 は漁業 ・農業・林業 漁業が七〇%~九〇%を占める重寺・長浜村、 業・商業)との相関を、 第1図は漁業と農業、 (商業) の、 のない村は第五区、 村の生産に対する比率を示す。 『静岡県水産誌』 更にそれ以外の生業 明治町村合併後は西 の調査結果から (ここでは林 ほぼ五〇 村名

される。

%の小海村・江梨村、 負村・立保村・平沢村・重須村、 漁業の比率は三〇%であるが、 それに漁業の比率がわずか一○%で、五○%が商業で占められている三津村に類別 林業に依存する度合が高い久料村・足保村、 農業比率の高 い木

規定された村の構造そのものが全く違った様相を示すことを示唆している。 この傾向はこの地域の村が、 0 を漁業に置く村は第六区の、 村は全て漁業比率が三○%と低く、その中には久料、足保といった農業以外の林業に負うところが多い村もある。 前節でふれたように、 この地域の水産加工、 地域の自然環境、 通称三津湾と呼ばれる入江に面した村である。 流通の市場地であると考えられる三津村を除くと、 特に海辺の状況や地先海面の漁場環境によって漁業のあ これに対し、江梨村を例外とした第五区 生業・生活の り様、 それに 中心

た。 平沢村、 半の村は重寺村、 持し得ない貧村であったと言えよう。これらの村の漁業は長浜村、 すでに前節で述べたように、重寺村、長浜村、江梨村は漁業税額で見る限り、 木負村、 それに六区の重須村は漁業規模も小さく、 長浜村、 江梨村に比べると生産額は三分一から四分一と低い。 久料村、 重寺村とは異なり、 足保村の両村に見られる様に農業でも生活を維 生産額も多いが、 つまり、 余業的意味しか持ち得なか 足保村、 第五区に属する大 久料村、 立保村、

る。 つまり村民の生活を維持するという意味に於ては不可欠の位置を漁業が占めている村もある。 一村に占める漁業の位置はかなり顕著な差が認められ、 以上は明治二〇年代後半期の豆州内浦の海付の村々の生産概況を漁業との関連から眺観したものである。 こうした村でも、 例えば久料村や立保村の様に村民の全てが漁業に従事している村もある。 村経済の中に漁業がほとんど余業的意味しかもたな その限りにおい それぞれ 村もあ

こうした漁業が村経済にとって持つ意味はともかくとして、 明治二〇年代後半期には全ての村の漁業が把握されて

村況を示すと言われている「村明細帳」からさぐるのが本稿の課題である。 それでは江戸時代にはこうした村々に展開する漁業はどの様に史料上に現れるのであろうか。 この点を、 村の

(五)

整理したものである。この表以外の営業はほとんどなく、三津村を例外として他村は「男之稼魚業其外薪山稼仕候、」 「女耕作之間「少々宛木綿織男女志きせ「仕候」というものであった。 第4表はこの地域に残る宝暦~寛政期の村明細帳を前節との関連から農業以外の営業を漁業、(6) 林業、 其他に分けて

民俗資料館蔵)とあるように御番肴銭、歳暮銭、夫銭、節季銭、 五年の重須村指出帳の米五石三斗五升の浮役米は「是ぉ海網戸場所持仕候者共年々御上納仕候」ものであった。 魚猟分一、船役、 ものを元禄二年に「御番肴銭、歳暮銭、夫銭、節季銭、網戸銭之名儀相除之向後者浮役与斗名付、定納可申候、 それに船大工の数である。浮役米は元禄三年までは御番肴銭、 第4表で明らかなように海、 御菜御肴等、如先規、 なかんずく漁業について知り得る情報は浮役米、 不替可勤之者也」(「豆州君沢郡長浜村浦例仕法立写」・『大川家文書』・沼津市歴史 網戸銭の名目の定納役銭を一括したものである。 節季銭、 網戸銭、 船数、浜方分一、御菜役、 歳暮銭、 夫銭として定納されていた 磯海苔役、 享保 且又 天明

# 「一、本米六石

四年の重寺村の「村差出帳」には

#### 定納浮役

是、魚類網戸場其外海役米として年々上納仕来『候』

る村々であり、 と記されている。 久料村、 また第4表に明らかなように浮役銭の記載があるのは網戸場があり、 平沢村の様に漁船 (網船) のない村には浮役の記載がない。この点から判断しても浮役の中心 立猟がおこなわれ、 漁船のあ

īÈ	F 8	W (	林業	West		業		((()		⋇	ķ	<b>(III</b>	
小物成	牛·馬	御石丁場	山方分一 (薪木運上)	船大工	磯海苔役	<b>御菜役</b>	濱方分— (漁猟運上)	( <del>V</del>	米钦河	1戸平均石高	<b>家数</b>	本画	記載項目
							立錫纶強器強	小遊光 発過 発					<b>本</b>
		江戸御用 石					$\frac{1/3}{1/10}$	[	6 石000	0 石389	71軒	27石637	重寺村 (享保 14)
	I		1/10	<u> </u>	ı		1/3 1/10	2 艘	1	0 石718	30軒	21石564	小海村 (文化 14)
	1				1	15	永2138文8 (年々高下)	9艘	一鈎有り	1 石074	108軒	162石800	三津村 (寛政 4)
						御濱塩鯛江戸上納	大網5張1/3 5張1/10 1/10	10億	12石11	1 石173	40軒	46石937	長浜村 (寛政 9)
ナシ	牛4馬3	石出3ヶ所	1/10			1	1/3 	2 <del>鰒</del> 1 艘	5 石35	2 石603	58軒	151石074	重須村 (天明 5)
		I	1/10				1/10	2 <del>/</del> / <b>/</b>	Î	2 石500	23軒	57石51	平沢村 (天明 2)
	洒 6	阿波1ケ所	1/10			ļ	$\frac{1/3}{-1/10}$	3   <b>海</b>		0 石926	14軒	12石975	久料村 (寛政 9)
	1	尾州 2 ケ所960本 水戸 2 ケ所432本	1/10	2	33文 9	-	1/ <u>3</u> 1/10	3.22.8 <b>震動</b>	1 石65	0 石530	61軒	327,336	江梨村 (宝暦 10・天明 4)

第4表 「村明細帳」に表れた江戸後期の村の概要

は網戸役であったと思われる。 したがって浮役米の有無は、 この村々の 漁業のあり様を知る一 つの 根拠になり得るで

あろう。

座候尤別紙『年々船役改帳差上来』申候」とあるように 要な指標である。 計算根拠になるものである。 次に船数の記載は海とのかかわり方を示す一つの指標であり、 それ故に九〇%を漁業にたよる重寺村の享保一四年の「指出帳」には「漁船役永之儀〃年々高下御 船数・船役高は次の浜方分一(漁猟運上)とともに漁業のあり様、 「差出帳」 また、 からは別途にあ 元禄二年に浮役から独立して扱われ つか わ れていた。 その量的傾向を知る重 た船 役 0

重寺村郷村并反別指出帳(8) 浜方分一は「漁猟運上」 「海運上」、「海猟」などの項目のなかで記載されることもある。 宝永七年の 伊豆国君沢郡

#### 漁猟

には

高三 是者鯆鮪まくろめしか鮏しふわ此分立猟仕候節者長浜村御役人様へ御注進仕、 たし其直段『て御運上指上ケ申候、 一拾兩ほと年中ニ立猟仕候、 右ハ去ル丑、年分之積り如此「御座候、 魚数之儀、 鯆八拾本ほと鮪百貮拾本鰹四百本めしか貮百五拾本程、 尤魚数直段共二年々増減シ御座候夏 御改ヲ請、 近村之商人入札 此金

#### 釣猟

師釣出 座候、 是ハ鮪鰹めしかまくろ鮏しふわわらさ釣猟仕候節者長浜村御役人所ニ而御改を請、 鮪貮百五十本鰹三百本わらさ三千本ほと釣り申候、此金高五十兩ほと釣猟仕候、尤魚数直段共ニ年々高下御 右 し御忠節仕、 ハ去ル丑年分之積り如此ニ御座候、 御拾分一指上ケ申来候、 依之他村之猟師此場所へ一切入込不仕候、先年ゟ釣来り申候義、 右之内、 釣わらさの義ハ先規ゟ久連根と申場所 御拾分壹指上ケ申候、 \_ mi 重寺村之猟 釣

# 偽無御

である。

釣猟の場合は十分一を上納せしめるものであった。

と記されている。

受け、近村の商人に入札で販売し、その売上額から「諸引」を引き、残高の三分一を運上額として上納せしめるもの 鮪 た場合には別の規準で負課される。 この記載からも明らかなように、浜方分一=漁猟運上は海猟と釣猟に分けて徴収され、 まく路、 めしか、 鮏 しふわに対して課せられる運上で、 立猟に負課される運上は立猟があると、 鮪 鰹 めしか、まくろ、 まず長浜村の御役所に注進し、その改を 鮏 海猟は立網漁でとれた鯆 しふわ、 わらさを釣っ

ている。 あったと考えられる。この点は目下史料を収集しているので後日明確にしたい。 仕候節 ^ 長浜村御役人様 ^ 御注進を仕御改 ヲ 請……」と立猟があった場合、長浜村御役人様へ注進し、その改を受け 宝永七年の「伊豆国君沢郡江梨村郷村并反別指出張」の海運上の項に「是鯆、 長浜村に内浦の村々の漁業を統括する役所があったのである。 その役所の支配管括の区域が豆州内浦 鮪 鰹 まく路、 めしか、 此分立猟

う。 御普請役辻民右衛門様の御尋に対し三津村から差出した「御尋ニ付差上申箇條書之夏」(下書) 業の実勢を示すものであり、 この浜方運上は実際の漁獲量に応じて立猟の場合は三分一、釣猟の場合は十分一を納めるものであり、 しかし、 村明細帳の性格から、そこには実数は示されていない。 それぞれの村の漁業のあり様を具体的に把握し得る基本データーだと言うことが出 三津村の寛政四年の御小人目附岩崎半 には その額 は漁

一浜御運上

永三貫百三拾八文八分 但年々高下

と記されている。

象魚が記されている。また天保一三年の「伊豆国君沢郡重須村指出扣帳」(空) は分一の対象魚として特別の意味を持っていたように見える。 まぐろ、めじか、鮏、此分立漁仕候節、 猟仕候節……」と記され、文化一四年の「小海村の差出帳」にも「御運上魚、 と記されている。また、宝永七年の江梨村の指出帳の「海運上」の項にも「是ハ鯆、 と分一の対象となる魚が記されている。更に釣猟についても「是ハ鮪、鰹、めしか、まくろ、鮏、わらさ釣猟仕……」 このように村明細帳の浜方分一の記載には鯆、 ところで、先に見た重寺村の指出帳に「一海猟、 浜引十五引御引被下、 鮪、まぐろ、 是者輔、 鮪 この点はまだ十分検討していないが次の史料から、 鰹、めじか、鮏、 残高『而御三分一差上申候」と記されている。 まくろ、めしか、鮏、 にも「海漁御運上」として「是者鯆 鯆 しぶわが記されている。これらの魚 鮪 鮪 しふわ、此分立猟仕候節……」 鰹、 鰹、まく路、めしか此分立 めじか、鮏」と分一の対

十一月十八日上扣

ぼ分一の対象が右の魚に限定されていることは間違いないと思われる。

覚

鯆

右いるか之字ニ書来申候

鮪 尾長鮪

右 一品別種ニ御座候得共鮪 『而素くより瀬長まくろ抔と唱へ申候得共帳面『者鮪大めしか中めしか小めしか

بح 書来申候

鮏 鰹

右うつはと唱へ来申候

しふは

右かな書ニ仕来申候

右五品之魚、御分一上納仕候、 此外何魚『而茂右』ゟ御分一上納不仕候、此度御尋『母書上申所相違無御座候、

以

Ŀ

寛政十一年未十一月

豆州君沢郡 長浜村

文

次

三 津 主 村

覚右衛門

重 名 主 村

伴右衛門

韮山

御役所

右の史料は寛政一一年\*一一月に長浜村、三津村、重寺村の名主が連名で韮山御役所へ指出したものである。この(ミョ)

来る。 象魚とし、それ以外の魚類は「此外何魚『而茂右』より御分一上納不仕候」と分一を課していないことを知ることが出 史料によると、 鯆、 鮪 (瀬長まぐろ、めしかを含む)、 鰹 鮏 しふはの五種の魚は 「御分一上納仕候」と分一を課す対

を課すか課さないかの違いがあったのである。 に十分一であった。 浜方分一 (漁猟運上) また天明二年の「伊豆国君沢郡平沢村指出シ下書き」に は網漁か釣漁かの漁法の違いにより三分一か十分一かの違いがあり、 ちなみに鰯網猟の場合は表5の長浜村の浜方分一の項に明らかなよう は 更に魚種によっても分一

#### 一高下物

わらさ根申浜端より十五丁余沖ニ根嶋御座候其根ニ而 分一平沢村名主相改御十分一儀^魚商売人π売申候値段を以其暮代永≒而指上申候……」 内浦海士わらさと申魚釣申候五月より七月之末迄御役十

とわらさの場合も十分一であったことが記されている。

知る指標になることを知り得たのである。宝永五年の「伊豆国君沢郡三津村差出シ帳」 以上、浮役米、船役(船数)、浜方分一について検討してきたのであるが、この三つの項目が各村の漁業のあ

米七石七斗五升内『夫銭米も御座候』定納浮役・是〝網引場三ヶ所之海役米年々金納『仕候御事

一網戸場三ケ所網舟三艘ニ而立猟仕来候御事

御三ケ壹魚品々鯆鮪まくろ鰓鰹しふわ鮏此分立漁仕候時^御運上御三ケ壱被御召上候御事

一右之魚釣漁之時ハ御運上御拾分一被御召上候御事」

Ł 漁の場合は三分の一、釣漁の場合は十分一であることが明確に記されている。 定納浮役が網戸役、 海役米であること、分一の対象となる魚が鯆、 鮪 まぐろ、 繐 鰹 しふわ、 鮏であり、 立

村明細帳では ところで、この地域の海付の村の重要な生業の一つである山稼、 「薪木御分一差上申候御事」とか「男之稼、耕作之間薪取申候、 薪木の生産については漁業ほどくわしくはない。 其外山稼少々宛仕候」などと記される

程度である。

語り、 体から見ると薪木生産や石切生産にかなり依存している、その意味で第六区の重寺村、長浜村とは性格の異なった村 村と重須村に記載がある程度で、立猟の中心である重寺村、長浜村、 にはその記載がない。このことは逆に第五区の村と第六区の村の村の生業のあり様、 第4表に明らかなように、山方分一の記載のある村は第五区、 更に、 江梨村が漁業の面から見ると重寺村、長浜村と同じ類型にある様に見えながら、 西浦の村が多く、 更に水産加工、 第六区の内浦の村のなかでは小海 海産物流通の中心である三津村 漁業のもつ意味が違うことを物 江梨村の生産活動の総

であることを示しているといえよう。 第六区の三津湾に面している村のうち山方分一のある小海村、 重寺村の村明細帳の記載を抜き書きして見よう。(ユラ)

小海村

一、薪木御分一差上申候(文化一四年)

重須村

、薪御運上<br />
御座候(天明五年・天保十三年)

男之稼、 耕作之間、 薪取申候、 其外山稼少々宛仕候 (天明五年・天保十三年)

右のように、この両村の薪木、 内浦の村々の山稼が生業として、それ程意味を持たないものであることを物語っている。これに対し、第五区、 山稼に関する記載は漁業に関する記載に比べるとごく簡単なものである。それは第

西浦の村の場合は、

#### 久彩村

### 一、薪御運上

是ハ積船廻候節、御改ヲ請、船積仕、御分一指上候(享保エ

一、薪木之義、奥山、参百姓稼二仕候(享保五年)

一、当村△山方稼仕候得共、近年諸色高値△而困窮村△御座候(享保五年)

、薪御分一木 小立山木松五才松壱才

改ッ請中候、 子ノ九月ゟ芝友三郎と申者ニ請負被仰付候で去午ノ五月迄此者相改申候所、 是、御運上十分一。仕り差上ヶ申候、改之義、八年以前子ノ年迄、長浜村御役所ニ而御改ヲ請申候処ニ、 御召放され候後、長浜村名主四郎左衛門、重須村名主半右衛門両人ニ去午ノ六月ゟ被仰付候間、 右薪払方之義、戸田村廻船其外所々舟持方、相払申候(享保十二年) 御運上金御上納相滞候 相

#### 一、新取場

是、百姓割合『で所持仕候へ共、町歩『ハ難積『御座候、 無御座候(享保五年、享保十二年) 但シ山数大小弐十九、尤何方のも入合場所でで

一、小揚舟壱艘永百弐文五分つゝ但永廿五文つゝ 忠左衛門一、小揚舟壱艘此尋四尋壱尺 但壱年壱尋ニ付舟主忠左衛門

で只今迄増減〜無御座候、尤もや木積送り候節、名主相改、壱艘=付永拾弐文つゝ御運上指上ヶ申候 是ゝ沼津へもや木積送ョ申候゠て御座候、尤壱艘゠付もや木九拾己程も積申候、其外米穀諸売買物等積 不申候、且又五年以前迄、三艘御座候処、 壱艘磯舟仕候故、 其節御注進中上、これょ弐艘ニ罷成り申 享

、男之稼耕作之間『薪其外山稼仕候(享保十二年・享保十四年)

#### 一、もや木

是ゝ駿州沼津へ積送ッ申候、もや壱艘『付御運上永拾弐文つゝ上納仕候、改之義は村名主相改申候て御

運上差上ヶ申候(享保十四年)

#### きいる

薪秣苅場

是ハ野山『而百姓作之間』伐『取焚申候、并秣場も定『ハ無御座候得共、奥山『而前々『苅来』申候(天

明二年、寛政五年、寛政七年)

#### 平沢村

- 薪竹舟積之節、浜御役人様、御改申上、御改請、御拾分一永指上申候御事 (宝永七年・天明)
- 明二年) かや、もや木壱艘舟積仕、沼津へ参『候得』、往来壱度『永拾弐文五分宛指上』申候御事(宝永七年・天
- 奥山方 ~ 入相 : 而薪伐申候、 があり、薪、 もや木の項には「高下物」との註記がある。) 但道法弐里廿丁程参候御事、 (宝永七年・天明二年) (天明二年の記載は若干違い
- 一、村中作之間「山稼仕候而渡世を送申候御事(天明三年)

#### 江梨村

## 一、百姓持林

是ハ□□先規β持来候江戸薪作 木金壱両 " 付四百廿把かへ、立山木金壱両 " 付五百把かへ、小立山木金壱両 " 付五百八十把かへ、小木 間 伐出し商売仕候節へ、 長浜村御役人様御改ョ請申候、 薪值段沢田

木 ^ 小揚舟 " 而沼津 ^ 積参候 ^ 而売申候、但 » 壱艘 " 付永九文宛分一指上申、尤年々増減御座候 (宝永七 金壱両『付千六百把かへ、右値段』以御拾分一差上申候、売申候節△戸田村廻船参候△℡舟積仕候、枝

#### 一、男作間

年

是、薪を取、漁を仕候外:稼無御座候(宝永七年)

# 一、薪御分一小木 松壱才

是ゝ御運上拾分一『仕差上申候、改之義ゝ八年以前子ゝ年迄ゝ長浜御役所『而御改を請申候所』、子ゝ 右薪払方之儀ハ戸田村廻船其外諸々船持方へ相払申候(享保十二年) 九月『芝友三郎と申者請負被仰付『而去午五月迄此者相改申候所』御運上金御上納相滞候『付御召放さ れ候後、長浜村名主四郎左衛門、重須村名主半右衛門、 右両人『去午六月ゟ被仰付候間、 改ッ請申候、

# 一、男之稼耕作之間 " 魚猟其外薪山稼仕候(享保十二年)

一、薪魚漁諸分一之義請負人方へ指出し申候(延享二年)

# 一、薪山萱山野百姓持分「御座候

是、他村入合之山:而、無御座候、 御水帳二載『百姓持分』御座候 (延享二年)

## 一、薪秣苅場

是、百姓持山:而耕作之間伐『取焚申候、 并秣場も定り、無御座候得共山ニ而前々より苅り来申候 (天明

#### 四年)

以上は第五区(西浦村)、第六区(内浦村)の町村合併以前の村々の村明細帳 (差出帳類) に記載されている山稼の記述

ている。

第六区の山方運上の記載のある小海村、 を抜き書きしたものである。この抜き書きを一見しただけでも明らかなように、第五区の江梨村、久料村、 重須村の間には大きな違いがあることを知ることができる。

にこの両村の場合は山稼が余業であり、この村の再生産にとってほとんど量的にも意味を持っていないことを示唆し 即ち、 小海村、 重須村の記載は薪木運上が有るということを記すだけで、その実態には全くふれてい 明らか

出しの方法、 が 出来ない生業であることを意味し、村人達もそのことをはっきり自覚していることを物語っている。 これに対し、第五区の久料村、平沢村、 売先にいたるまでかなり詳しく記述している。 江梨村の記載は薪・山木の種類から、分一運上の経過、 それはこの村々にとって山稼が再生産にとって欠くこと 薪取場の様相、 積

切り出しが目につく程度であり、 出 ているので、再検討をする必要を感じ他の村明細帳の記載を調べた結果である。 るにもかかわらず「一、小物成 石や薪木の運搬に関係があると考え牛・馬数を参考までに記しておいた。小物成は重須村の場合は浮役米の記載があ 「帳」には「一、小物成 本節において、 村明細帳を農業、 是、舟運上高掛『之類上納仕候』と記されている。 それも江戸城、 無御座候」と一つ書きされている。 漁業、林業、其他の営業にしぼって検討してきた。其他の営業については石材の 沼津城、 更に尾州様、 したがって、 水戸様の石丁場の預りであった。 ちなみに、久料村の享保一四年の「差 従来小物成と浮役は同義に解され また牛馬は

分一の有無にかかわる情報と考えられる。 ともあれ、 第4表に明らかなように、 漁業についての記載はほとんどが諸役、 例えば宝永七年の平沢村の指出帳にも 運上にかかわるものであり、

樹木密柑少々御座候、毎年浜方御役人様御改之上、為御運上密柑少々指上ケ申候、 但作之間、山稼仕候而渡世

を送り中候御事」

44	=	===	160°	to an	4	- de:	LOT	
兂	อ	表	幕末期	HI (/)	4	Œ	栅	77

	項目 村名	農業	漁業	林業	類型
第	重寺村	С	Α	С	漁業中心の村
万区	小海村	C	В	В	漁業・林業の村
第六区(内浦村)	三津村	В	Α	С	漁業・農業の村
浦	長 浜 村	В	A	С	漁業・農業の村
柯	重須村	Α	В	В	農業半分、漁業林業が半分の村
第一	平 沢 村	A	С	A	農業・林業の村
五浦	久料村	С	С	Α	林業中心の村
区村	江 梨 村	С	A	В	漁業・林業の村

とあり、樹木、 ところで村明細帳は幕府側から指出しを命ぜられた村名主が必要な項目につ 密柑の記載も、 運上にかかわるものであった。

思うが、後日の課題としたい。 明らかではない。いずれにしても、この雛形の実態を分折すると、幕府が村明 であろう。この点はそれぞれの時代の雛形について比較検討する必要があると 細帳を提出せしめた意図も、また村側の対応の仕方もおのずから明らかになる の雛形が示されていたのであろう。 項目にわたって「無御座候」と有無を書き記している。 同じであり、「炭焼 及ぶ大部なもので、その記載の項目、順序は享保一二年の江梨村の雛形と全く 料村には享保一二年の「村差出し」の下書が残されている。これは四三頁にも ている。これは細かい字で書いた三四頁にも及ぶ大部なものである。 江梨村には「享保一二年伊豆国君沢郡江梨村高反別差出帳」という雛形が残っ はこの雛形にそくして作られたと思われる「差出帳」は残されていないが、久 られ、名主はその雛形にそくして、必要な部分を書き記し提出したのであろう。 いて概況を記し、幕府御役所に提出するものである。その際、 無御座候」、「大工 勿論、全ての村に雛形が配られたか否かは 無御座候」と無い場合でも逐一全ての 久料村にも同じ差出帳 その雛形がくば 江梨村に

は村高と一戸平均所持高により、村高も少なく、一戸平均の持高が一石未満で 以上、 村明細帳の記載から各村の概況を検討した。 その結果を農業について

したのが第5表である。

浮役米 無と記載の内容を考慮しながら、 ある村をC、一戸平均所持石高が二石未満の村をB、 (網戸役) の有無と浮役米高の多少、船の種類と船数、 漁業・林業の比重の高いものからA・B・Cのランク付けを試みた。 一戸平均所持石高が二石以上の村をAとし、 更に浜方分一の記載を配慮し、林業については分一の有 漁業については、 その結果を示

幕未期から明治中期の間に三津村が水産加工、水産物流通の町場として、その性格を変えたとすれば、 なっていることと、三津村が漁業よりも水産加工・商業の比重を大きくしている他は、 のことであったのであろうか。 第5表から見ると、幕末期の重寺村は漁業中心の村、 この結果を第3表、 三津村、 長浜村は漁業と農業の村、 明治二五年前後の業務の歩合と比較して見ると、 今後に残された課題である。 重須村は農業半分、漁業・林業が半分の村であったと言えよう。 久料村は林業中心の村、 ともあれ全体的には、 重須村が明治期の方がやや農業の比重が多く 小海村と江梨村は漁業と林業が中心 この地域の漁村の幕末から明 ほぼ同じ傾向を示している。 それは何時頃

期にかけての変化はそれ程人きなものではなかったと言えよう。

例である。 に 別稿で明らかにしたい。なお、久料村の年貢諸役、浜方・山方分一運上については、「豆州西浦組久料村の生業と生産 本稿では幕末期に限定したため、 ことができた。 おいて、 ところで、 また江梨村の宝永七年の指出帳には、 諸種の分一取立帳・改帳に立ち入って詳述しているので参照されたい。 村明細帳の記載を検討する過程で、 浜方分一・運上について、 これらの役銭についてはふれなかったが、 それが漁法だけではなく、 海役、 漁業にかかわる年貢、 小增網役、大魚網役、 魚種によっても分一の率が異なることもその一 諸役、 海付の村の年貢、 塩浜役、 運上について、 磯苔役等の役銭の説明が 諸役、 いくつか 運上については の事実を知る

- 1 和五九年二月に静岡県図書館協会によって復刻再刊された。 『静岡県水産誌』は、 明治二七年、 静岡県漁業協同組合連合会の前身である静岡県漁業組合取締所が編集出版したもの。 昭
- 2 拙稿、「房総の海と生活―九十九里浜の鰯漁を中心に―」(『歴史と民俗』 4 九八九年六月 平凡社
- 3 木村礎校訂『旧高旧領取調帳 中部編』(日本史料選書11 昭和五二年 近藤出版社刊)を参照
- (4) 江梨区有文書 (沼津市歴史民俗資料館蔵)。
- (5) 『静岡県水産誌』巻四、二三頁。
- 6 家文書・西島家文書・江梨区有文書は沼津市歴史民俗資料館収蔵史料である。 漁民史料』№九二七)、寛政四年三津村「御尋ニ付差上申箇條書之事」(『豆州内浦漁民史料』№八八五)。尚、室伏家文書・増田 天明四年「伊豆国君沢郡江梨村指出シ帳」(江梨区有文書)、寛政九年長浜村「村鑑帳」(渋沢敬三編著『豆州内浦漁民史料』№ 差出帳」(増田家文書)、天明二年「伊豆国君沢郡平沢村指出下書」(西島家文書)、宝暦一○年「豆州君沢郡江梨村差出シ帳」・ 九二六)、天明五年「伊豆国君沢郡重須村指出帳」(『豆州内浦漁民史料』№八六〇)、寛政九年久料村「村差出し帳」(『豆州内浦 出典は以下のとおりである。享保一四年「伊豆国重寺村差出帳」(室伏家文書)、文化一四年「内浦組合伊豆国君沢郡小海村
- (7) 註(6)を参照。
- (8) 渋沢敬三編著『豆州内漁民史料(昭和一四年刊)M四七五。
- (9) 江梨区有文書(沼津市歴史民俗資料館蔵)。
- (10) 註(6)を参照。
- (11) 江梨区有文書(沼津市歴史民俗資料館蔵)。
- (12) 『豆州内浦漁民史料』№一一九一。
- (13) 「覚」(『豆州内浦漁民史料』M九四二)。
- (4) 『豆州内浦漁民史料』№四七○。
- 15 No. |津村差出シ帳」(『豆州内浦漁民史料』№四七〇)、宝永七年「伊豆国君沢郡長浜村郷村并反別差上帳」(『豆州内浦漁民史料. 四七四)、宝永七年 (6)にある「差出帳」を本稿では村明細帳と呼ぶ。なお(6)以外の村明細帳 「伊豆国君沢郡重寺村#反別指出シ帳」(『豆州内浦漁民史料』 N.四七五)、享保一四年 (差出帳) は 宝永五年「伊豆国君沢郡 「伊豆国君沢郡重寺

料館蔵)、享保五年「伊豆国久料村差出シ帳」(沼津市歴史民俗資料館蔵)、享保一一年久料村の「村差出シ帳」(沼津市歴史民俗 村差出シ帳」(沼津市歴史民俗資料館蔵)、宝永七年「伊豆国君沢郡重寺村ヵ反別指出シ帳」(沼津市歴史民俗資料館蔵)、宝暦一 資料館蔵) ○年「豆州君沢郡江梨村差出し帳」(沼津市歴史民俗資料館蔵)、天明四年「伊豆国君沢郡江梨村指出シ帳」(沼津市歴史民俗資

なお本稿で使った差出帳、明細帳類は註(6)・(15)の史料である。